

## 別紙4

### 郵便による入札における注意事項

#### <事前連絡>

郵便で入札に参加する場合には、必ず事前に連絡して下さい。連絡なく郵便入札をされますと、入札が無効になる場合があります。

#### <郵便入札方法について>

1. 郵送の方法は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法による郵送に限ることとし、持参又は電送による入札書は受け付けません。郵送の宛先は、下記のとおりです。

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25

八代市役所 財産経営課 行

電話 0965-33-5837(直通)

2. 郵便入札により参加できる入札回数は1回です。
3. 一旦郵送した入札書は、書換え、差し換え又は撤回することはできません。
4. 郵便局から交付される「差出控え」は、入札・開札が終了するまで保管してください。
5. 必ず入札日前日(閉庁日を除く)までに到着するように郵送してください。期限を過ぎた入札書は、いかなる理由があっても受け付けません。

#### <封筒及び入札書の記載方法>

1. 入札書に記載する日付は、「開札日」の日付とします。
2. 入札書は必ず1枚とし、内封筒に1枚だけ封入してください。内封筒に入札書を2枚入れた場合や内封筒と入札書の入札件名が異なる場合などは、無効となります。
3. 内封筒の表に件名、会社の所在地、会社名、代表者名を記入し、押印(裏面割り印)してください。(個人の場合は、住所、氏名を記入し、押印してください。)

※ 封筒の書き方及び封印封かんの仕方については、別紙「封筒の記載例」を参照ください。

#### <入札の辞退>

入札書を郵送した後であっても、開札までは辞退することができます。ただし、辞退届の提出が必要となります。

#### <<くじによる落札者の決定>

落札者となるべき応募者が2人以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定します。当該入札者が立会人の場合はその者に、立会人でない場合はこれに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定します。

### <開札結果>

開札の結果は、八代市ホームページ及び八代市役所3階財産経営課で閲覧に供します。

郵便入札者が落札した場合は、その日のうちに電話で連絡しますので、契約書様式等を速やかに財産経営課で受け取ってください。契約書等は、令和6年8月28日(水)までに財産経営課へ提出(持参)が必要です。

### <無効となる入札>

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

1. 入札参加資格のない者のした入札
2. 入札参加申請書に記載されている申込人以外の記名押印がなされた入札
3. 郵便による入札の提出期間内になされなかった入札
4. 内封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
5. 内封筒に記載された件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
6. 内封筒に入札書を2枚以上入れた入札
7. 記名押印を欠く入札
8. 金額を訂正した入札
9. 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
10. 明らかに談合によるものと認められる入札
11. 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
12. 最低売却価格を下回る価格で申し込みをした者の入札
13. その他入札に関する条件に違反した者のした入札

※入札書を内封筒に封入する前に、入札件名等を必ず確認してください。